

平成26年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

平成26年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月20日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
岡田久雄議員	7
1 白坂開発の進捗状況について	
2 消防団員の処遇改善及び防災対策について	
岩田 剛議員	11
1 緊急避難所の設営について	
2 町有地の有効活用について	
西島寛道議員	16
1 本町の体力・健康づくりについて	
2 井手町共同墓地について	
谷田利一議員	20
1 玉水区（川久保川）の内水排除について	
2 福祉タクシー券の発行について	
村田忠文議員	23
1 安心安全な駅の環境づくりについて	
2 防災、教育面から見た小・中学校トイレ整備について	
3 学校の大型モニター拡充と活用促進について	
谷田 操議員	27
1 人口減少対策について	
2 面的な地域交通の整備について	

3 不正投票問題

報告第8号	繰越明許費繰越計算書について……………	36
議案第27号	井手町監査委員選任につき同意を求める件……………	36
議案第28号	井手町公平委員選任につき同意を求める件……………	37
議案第29号	井手町教育委員選任につき同意を求める件……………	38
議案第20号	井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の 件……………	38
議案第21号	井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件……………	39
議案第25号	平成26年度井手町一般会計補正予算（第1回）……………	39
議案第26号	平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1回）……………	44
散会……………		45
署名議員……………		46

第 2 号（6月27日）

応招・不応招議員……………		47
出席・欠席議員……………		47
出席事務局職員……………		47
出席説明員……………		47
議事日程……………		49
開会……………		50
会議録署名議員の指名……………		50
議案第20号	井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の 件……………	50
議案第21号	井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件……………	52
議案第22号	井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件……………	53
議案第23号	井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例制定の件……………	58
議案第24号	町道路線認定及び変更の件……………	61
議案第30号	財産取得について同意を求める件……………	61
平成25年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報 告書並びに平成26年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書		

について	6 5
発議第 6 号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう 求める意見書	6 5
議員派遣の件	6 7
閉会中の継続調査の申し出について	6 7
閉会	6 8
署名議員	6 9

第 1 号 (平成 2 6 年 6 月 2 0 日)

会 議 録

定 例 会

(開会)

平成26年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年6月20日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年6月20日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成26年6月20日午後 1時43分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	谷田	利一	5番	古川	昭義
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中坊 玲子	議会書記	森田 肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会計管理者・ 会計課長兼務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企画財政課長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高齢福祉課長	寺井 佳孝	保健医療課長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建設課参事	畑中 智博
産業環境課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成26年6月20日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について
- 第6 議案第27号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第7 議案第28号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第8 議案第29号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第9 議案第20号 井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件
- 第10 議案第21号 井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件
- 第11 議案第25号 平成26年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第26号 平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成26年6月定例会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員には公私ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待いたします。

いよいよ梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成26年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一議員、5番、古川昭義議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月1日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件4件、同意案件3件、補正予算2件、認定案件1件、報告案件1件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい

旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成25年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成25年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず、一般会計であります。町税収入では約8億7,900万円、前年度に比べ約400万円、率にして0.5%増と、ほぼ前年度並みとなる見込みであります。

また、普通交付税につきましても、約13億4,400万円、前年度に比べ約1,600万円、率にして1.2%の増となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している災害地への重点配分により、前年度を大きく下回るのではないかと心配しておりましたが、約3億2,500万円、前年度に比べ約2,000万円、率にして6.7%の増となる見込みであります。

そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約48億1,000円、歳出総額約42億8,000円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約4億円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、地球温暖化対策実行計画に基づく庁舎等空調設備改修、バリアフリー検討委員会からの意見を反映したトイレ等のバリアフリー改修、地域での購買の定着と小売業者の活性化のため井手町商工会が実施するプレミアムつき商品券発行事業に対する補助、また、用地の協力がいただけないということで工事が遅れておりました町道22号線道路改良工事の完成や、身近な歴史的施設周辺を愛着のある道路空間として活用する歴史と自然が薫る道づくり事業、子育てグループや老人クラブの意見を反映した玉川砂防公園の整備、災害に強いまちづくりのためのデジタル移動通信システムの整備、さらには、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業など、一層充実した内容とな

っております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に、特別会計であります。全ての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。しかし、国保会計につきましては、平成24年度の一般会計から6,000万円の法定外の繰入金により黒字となっているものであり、単年度収支で約1,000万円の赤字となる見込みであることから、今後も慎重に推移を見きわめながら、財政の健全化に努めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件ほか10件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第20号及び議案第21号は、いずれもいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、いじめ防止等の施策を実施するための組織を設置するための条例の制定であります。

議案第22号は、地方税法の改正に伴う条例等の一部改正であります。

議案第23号は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の退職報償金の支給額を引き上げる条例の一部改正であります。

議案第24号は、町道路線認定及び変更であります。

議案第25号は、平成26年度一般会計の補正でありまして、補正総額は3,615万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は38億5,315万3,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、町内のスポーツ振興を図るための各種イベントなどに利用していただくための備品購入に260万円計上しております。

次に、土木関係では、安全対策のための道路改良に620万円、下排水路改修に1,000万円、それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係では、いじめ問題の克服に向けての取り組みを推進するためのいじめ防止対策事業に20万7,000円、学校教育関係の充実を図るための小学校トイレ改修に1,350万円、井手町と宇治田原町が共同で設

置する、通常の学級に在籍している児童が障害の状態等に応じて特別な指導を受ける通級指導教室の設置管理費用に326万円、それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、分担金及び負担金163万円、国庫支出金2,502万8,000円、諸収入250万円、繰越金699万5,000円計上いたしております。

議案第26号は、平成26年度介護保険特別会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第27号から議案第29号の3件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第8号は、平成25年度に繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告書を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順序は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして一般質問を行います。

まず1点目に、白坂開発の進捗状況について質問いたします。

少子高齢化による人口減少が進む中、本町の長年の課題でもある町の活性化や雇用の創出を図るための新産業ゾーンとして開発が進められている白坂開発について質問をいたします。

1点目に、白坂開発の規模、井手町側、城陽市側、及び開発の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目に、雨水対策、特に近年の集中豪雨や地震対策、消防設備などの防災・安全対策についてお伺いいたします。

3点目に、企業誘致の主な条件についてお伺いします。

4点目に、進出を考えている企業の問い合わせ状況についてお伺いいたします。

次に、消防団員の処遇改善及び防災対策についてお伺いいたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。しかし、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約85万人に落ち込んでいます。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。こうした事情を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法（消防団支援法）が成立し、施行されています。そこで、消防団に関する質問及び本町の防災対策について質問を行います。

1点目に、地域防災力充実強化法（消防団支援法）とはどのような法律なのか。

2点目に、団員の処遇や消防装備などがどのように改善、支援されるのか。

3点目には、本町の団員数の現状は現在どのようになっているのか。

4点目に、将来の団員確保のために、町で行う防災訓練に中高生の参加を呼びかけてはどうかと思います。

5点目に、以前にも質問しました防災計画の見直しの現状は、各関係機関に配付している防災計画の差しかえを含め、今どのようになっているのか、お伺いいたします。

最後に、6点目に、自主防災リーダーや防災士の養成が本当に必要と考えますが、本町の取り組み及び考えをお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の白坂開発の進捗状況についてであります。まず一つ目のうち、白坂開発の規模につきましては、城陽市域を含む全体面積約20ヘクタールのうち、井手町域は10.3ヘクタールであります。

次に、開発の進捗状況につきましては、全体を3工区に分割し、第1工区は平成27年8月、第2工区は平成28年5月、第3工区は平成29年7月の完成予定となっております。現在、国道307号バイパスの造成工事や雨水調整池の整備工事などが行われ、計画どおりに進捗しております。

二つ目のうち、雨水対策や地震対策につきましては、雨水対策として既に議会にて説明したとおり、雨水調整池を整備し、乗越川への放流量を抑制するほかに、開発指導した乗越川の水路の整備や堆積物、倒木の撤去など、疎通能力の改善となる工事は既に完了しております。

また、地震対策として、擁壁等のコンクリート構造物は安定計算を行い、安全性の確認を行っているほか、土のり面についても開発許可の基準を満足する安全な勾配にて施工される計画になっており、これまで計画どおりに進められております。今後においても、許認可権者である京都府と連携して進めていきたいと考えております。

次に、消防設備などの防災・安全対策につきましては、井手町域に直径65ミリの消火栓4カ所、40立方メートルの防火水槽1カ所が設置されることとなっております。

三つ目の企業誘致の主な条件につきましては、周辺に悪い影響を与える企業は誘致しないこととしており、税収の確保、雇用の場の創出などにつながる企業を積極的に誘致したいと考えております。

四つ目の進出を考えている企業の間い合わせ状況につきましては、京都府を通じて2社の間い合わせがあります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の消防団員の処遇改善及び防災対策についてであります。まず一つ目の地域防災力充実強化法（消防団支援法）につきましては、地域の防災力の強化と消防団員の確保を図ること等を目的とした法律であり、平成25年12月13日に公布、施行されてきたところであります。

二つ目の、団員の処遇や消防装備などがどのように改善、支援されるのかにつきましては、今回、国において消防団員の処遇改善のため退職報償金についての引き上げについて示されたことから、本町といたしましてもそれに則して、今議会に消防団員の退職報償金を引き上げるための条例改正を提案させていただいております。なお、当該法律が施行されたところでありますので、今後どのような改善策が講じられるのかを見きわめつつ、消防団が充実した活動ができるよう努めてまいりたいと考えております。

三つ目の、本町の団員数の現状はどのようになっているのかにつきましては、全国的に消防団員が減少傾向にある中、消防団のご努力や住民のご理解によりまして、平成26年4月で定数250名に対して246名確保できております。

四つ目の、将来団員確保のため、町で行う防災訓練に中高生の参加を呼びかけることにつきましては、消防団や自主防災組織と相談しながら、幅広く参加していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

五つ目の、地域防災計画の見直しの現状につきましては、現在、防災会議の委員には既に修正後の地域防災計画を配付しており、また、同じ内容のものをホームページ上でも公開いたしております。

六つ目の、自主防災リーダーや防災士の養成についてであります。今後、必要性などについて検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

3番（岡田久雄） まず、1点目の白坂開発の進捗状況の件でございますけれども、先ほどは進出にはどのような条件があるのかということをお聞きしたんですけれども、企業が白坂地域に、たくさん企業に来ていただきたいと思っておりますので、いろんな優遇措置が条例にも載ってるんですけども、もう少しちょっと詳しく教えていただければなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、もう1点は、消防団の処遇改善と防災対策の件でございますけれども、私、自主防災リーダーの養成が本当に大事やというふうに今考えておりますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、お願いしたいなという、これはちょっと要望させていただいておきます。

よろしく申し上げます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

誘致企業への助成制度につきまして、井手町企業立地促進条例第3条に指定を受けた企業に対して、予算の範囲内で事業場などの設置、創業及び地元雇用の促進に係る事業に助成金を交付することができることと定められております。交付期間、交付額及び限度額については、規則の別表第2に定められております。

企業に対する助成制度といたしまして、3種類の制度を設けています。一つ目の助成制度といたしまして、投下固定資産額などの10%の事業場等設置助成金であります。限度額は3,000万円となっております。

二つ目の助成制度といたしまして、新規町内常用雇用者数1人に対して30万円の雇用創生助成金であります。限度額は4年間で3,000万円となっております。なお、一つ目と二つ目の助成制度につきましては、京都府の助成事業を利用される場合は対象外となっております。

三つ目の助成制度といたしまして、土地を除く固定資産税相当額を1年目、100分の75、2年目、100分の50、3年目、100分の25の助成を行います。創業支援助成金であります。限度額は3年間の助成額として5,000万円と限度としています。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛です。既に通告しております2点につき

まして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、緊急避難所の設営についてでございます。

本町では、昨年台風18号による集中豪雨の影響で、青谷川左岸の堤防が決壊寸前となりました。多賀北部地区の100名以上の住民が多賀小学校体育館に避難を余儀なくされました。

今後、世界的な気候変動により、今までに経験したことのないような異常気象の発生が懸念されます。いつ何時、異常な大雨に見舞われるかわからない状況であります。

本町は、玉川、木津川、青谷川、南谷川など、たくさんの天井川に囲まれており、集中豪雨によります出水時には非常に危険な地域が多い。特に多賀地区の北部区・西部区の一部や、井手地区の玉水区・水無区・石垣区の一部など、各地区ごとに、緊急時には住民が安全に避難できる場所を準備しておく必要があると思います。現状では対応が十分とは言えない状況であると言えます。

いつ発生してもおかしくない出水事故に備えて、万全の体制を整える必要があるのではないかと思います。いざというときに、防災拠点となる町役場が、数年後に移転を計画されたことは、大変大きな一歩であると思いますが、同時に住民の安全に対しても万全の備えを行っていただく必要があると思います。本件に対しまして、町長の見解をお伺いしたいと思います。

2点目に、町有地の有効活用についてであります。

本町の人口は、昨年12月に7,996人となりまして、初めて8,000人を割り込みました。その後、本年5月には7,956人と40人減少しておりまして、人口減少に歯どめがかからない状況になっております。

本町では「人口減少を食い止めるための検討委員会」を設置し、同検討委員会の提言書が昨年3月1日に町に提出をされました。提言の内容は多岐にわたっておりまして、大変幅の広いものとなっておりますが、この提言をもとに順次事業が実施されていると思いますが、今までに何を取り組んでおり、今後何を取り組んでいくのか、予定をお伺いしたいと思います。

また、この提言には、地域づくりに住民が積極的に参加しなければならない分野がたくさんあります。この提言内容を広報紙等により住民に広く周知することにより、住民の知恵を活用し、より充実した施策に結びつける必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

そこで、提言書の中でも提案されております住宅地の提供の問題であります。現在の町営住宅の空き家や町有地を最大限に活用し、若者向けの賃貸住宅の整備を行い、町内の若者世帯の町外への転出に歯どめをかけると同時に、町外からの転入者の受け皿にすることを検討してはどうかと思いますが、どうでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の緊急避難所の設営についてお答えをいたします。

近年、異常気象などにより、台風による大雨や記録的なゲリラ豪雨、土砂災害や竜巻、また地震などによって、全国各地で大きな被害をもたらしております。

本町では、こうした様々な災害のリスクを、いかなる事象が発生した場合でも対応できるように、危機感を持って今後の防災行政に取り組んでいかなければならないと考えておりました。特に数年前から大規模災害に備えて備蓄物資確保や防災空地、防災無線の整備をはじめ、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、各区における自主防災組織の立ち上げ、また、自主防災組織とともに、より実践に近い防災訓練の実施など、防災体制の強化を図ってまいりました。

しかし、議員ご指摘のように、さまざまな災害が想定される中、現状では実態に即していない面もあることから、災害種別ごとの避難場所や避難所の確保、また、そこに移動するための経路などをきちっと整備していくことが重要であることから、本年度からは消防・防災担当職員を1名増員しまして、2名体制で取り組んでおりますので、できるだけ早く検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目の町有地の有効活用についてであります。が、「人口減少を食い止めるための検討委員会」では、町の強みやよいところ、

資源を活用しながら、具体的に取り組めることなどを検討していただき、意見をまとめた提言書を平成25年3月1日に答申していただいたところであります。

当該提言書では、まず前段に、人口減少を食いとめるには行政が基盤整備の面で努力することとうたわれておりまして、そのためにも、現在実施しております事業を着実に推進すること、中でも利便性の向上を図るためのJR奈良線の高速化・複線化事業、働く場の確保や税収確保のための白坂地区開発、住宅開発の適地拡大のための木津川右岸宇治木津線整備の三つの事業が最も重要であると考えております。

一つ目のJR奈良線につきましては、昨年8月に高速化・複線化第2期事業として、部分複線化や駅構内の改良などの関連事業について、JR西日本、京都府及び関係市町の3者で協定の締結を行いました。これらの事業を今後10年ほどかけて実施するものであります。

二つ目の白坂地区開発につきましては、昨年から造成工事が進められておりまして、先ほどの岡田議員のご質問でもお答えしましたとおり、既に進出したいという企業からの問い合わせもございます。

三つ目の木津川右岸宇治木津線につきましても、協議会発足後25年目にして初めて国で調査費をつけていただけたことから、実現に向けて一歩前進したものと考えております。

今後は、これらの事業が一步一步着実に前進できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、提言書では、人口減少をくいとめるには皆の力が必要、住んでいる人にとって魅力あるまちづくりが基本、交流人口をふやすことに取り組み、その中から定住につなげていくことを目指すとの基本方針が示されております。

具体的な事業として、本町のよさを知ってもらうための事業、よさを体験してもらうための事業、住み心地を体験してもらうための事業、本町に移り住んでもらうための事業について、短期・中期・長期の計画としても示されており、交流・定住促進のために地域住民、町内外のサポーターや行政などが連携できるよう、取りまとめ役となる人材や団体などが事業主体となるようなプラットフォームの形成についても提言されております。

次に、提言を踏まえた具体的な事業に基づくこれまでの取り組みとして、

本町のよさを知ってもらうための事業として、一つ目には情報発信ツールであるホームページのリニューアル、二つ目にはお試し体験農園の確保、三つ目には昨年8月に京都産業大学と本町が連携協力包括協定を締結し、学生で構成された「チーム京産・井手応援隊」による町内の観光スポットを回るスタンプラリーや講演会の開催、特産品の開発では町内のレストランの協力で「エナジーバー めぐりあい」の開発などの取り組みを実施してまいりました。

次に、今後の取り組みにつきましては、一つ目には、これまでの取り組みをより充実させていくこと、二つ目には、若い視点と発想力で井手町の魅力を生かした取り組みを進めていくこと、三つ目には、町内の空き家を活用するための調査に取り組み、お試し滞在の場づくりなど、少しでも多くの方々に本町に興味を持っていただける取り組みを実施してまいりたいと考えております。

なお、町営住宅や町有地を活用した若者向け賃貸住宅の整備につきましては、定住促進に向け重要な課題であると認識しておりまして、場所等を含め十分検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田議員。

4番（岩田 剛） 緊急避難所の設営に関してでございますが、とりあえず出水事故が発生したときにも水没しない建物が何戸か、会社も含めてあると思うんです。そういう会社との提携をすることによりまして、万が一の出水事故にはそこに避難していただくというふうなことも考慮していただいたらどうかというふうに思います。何社かあると思いますので。

それと、玉水・水無地区、多賀地区もそうなんですけれども、いわゆる区の公民館はおのおの充実しておるんですが、区を越えた集まりをしようと、しかも時間外にやろうと、夜やろうというふうな場合に集まる場所がなかなかないんですね。今、学校ぐらいしかないと思うんですが、学校を開けようと思うと先生にご無理をお願いせなあかんというふうなこともありますし、できたら何区かの人たちが集まる、そこそこの人数が入れるコミュニティホールみたいなものを井手地区、多賀地区一つずつぐらい、もしできたら、その緊急避難所を兼ねて準備していただけたら、非常にうれしいなというふう

に思っております。これ、またご検討いただけたら非常に幸いかと思います。

それと、町有地の有効活用につきましては、今現在、特に多賀地区の戸建ちの町営住宅がありますが、かなり老朽化が進んでおりまして、何戸か空き家があると思うんです。何戸、今あいてるのかわかりませんが、2カ所ある中で、そのあいているところを、今申し上げましたように、若者向けのそういう賃貸住宅、安く入っていただけるような特典をつけて、そういうものに建てかえていただくとか、あるいは集合住宅にそこを建てかえるとか、何かまだ使えると思う、使えると言いますか、今現在の町営住宅を活用する方法もあるんじゃないかなというふうに思いますので、それをご検討いただけたらというふうに思います。

よろしく申し上げます。これは要望としておきます。

議長（木村武壽） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

まず1点目であります。本町の体力・健康づくりについてお伺いいたします。

東京開催が決まった2020年夏季五輪・パラリンピックの成功に向け、ジュニアアスリート・トップアスリートの育成、発掘に政府が全面的に支援を行っていく方針が示されています。文部科学省は、東京大会でメダル数について、合計で70から80個の獲得数をめざす数値目標を打ち立てました。京都府でも、京都府出身の選手が世界のひのき舞台で活躍できる環境整備や、誰もが身近でいつでもスポーツに親しめる環境づくりを目指されています。

本町に目を向けますと、京都府立山城勤労者福祉会館や有王グラウンド・新四郎山グラウンドなどの充実したスポーツ施設があります。また、体育協会、スポーツ推進委員会、ゆうゆうスポーツクラブなどを中心に多くの大会やイベントがなされていて、身近にスポーツと触れ合うことのできる環境づくりがなされていると存じます。

しかし、文部科学省が行っている体力・運動能力調査によりますと、全国的に子供たちの体力・運動能力は、体格が大きくなっているのに反して、ピーク時の昭和60年ごろから年々低下傾向が続いていると公表されておしま

す。その原因は、少子化や学習活動による仲間の減少や、空き地など、子供たちの手軽な遊び場の減少などが上げられています。

そこでお伺いいたします。本町にある3校の小・中学校の子供たちの体力・運動能力調査の結果は、全国平均と比較するとどのようなものでしょうか。また、住民の皆様の健康づくりや子供たちの体力・運動能力向上に向け、余り利用されていない公園などを整備し、スポーツに触れやすい環境づくりができないものでしょうか。本町のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目であります。井手町共同墓地についてお伺いいたします。

昨今、終活される方が大変ふえているとお聞きします。それはどのようなものかと申し上げますと、自分のお葬式やお墓について準備しておいたり、財産・相続について身辺整理をしていくことで、残された家族に迷惑をかけることなく安心して余生を過ごすことができるというものだそうです。

井手地区の共同墓地は、平成23年に東側の丘陵地地帯、中央通路の高台に水くみ場が設置され、住民の皆様が大変喜ばれていると存じております。今年度はがんぜん堂の改築工事なども予定されており、のり面補強工事も完成し、よりよい環境整備に努めておられます。しかし、南側通路を利用してお墓参りをされている皆様は、今でもがんぜん堂横の水くみ場から急な坂道をのぼって水を運んでおられます。それは女性の方や高齢者にとっては大変厳しいものでございます。

そこでお伺いします。井手地区共同墓地の丘陵地地帯、南通路側の高台にも水くみ場の設置ができないものでしょうか。また、井手町にある共同墓地の土地は誰でも購入することができるのでしょうか。購入するための条件をお伺いいたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、2点目の井手町共同墓地水くみ場の設置についてお答えをいたします。

まず、南側通路の高台にも水くみ場の設置ができないかということにつきましては、平成22年9月議会の一般質問を受けて、平成23年度に中央通路の高台に水くみ場を設置いたしました。その結果、今ありましたように、

使用されている方々の負担が軽くなり、大変喜ばれているとお聞きをいたしておりまして、設置して効果があったものと考えております。

南側道路利用者につきましては、下の水くみ場より水をくんで急な坂をのぼっておられることを承知いたしておりまして、特に高齢者の方々にはご不便をかけていると思っておりますので、今後、設置場所の確保ができれば、整備をしてみたいと考えております。

なお、共同墓地の土地の使用につきましては担当より説明させますので、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) 次に、共同墓地の土地使用につきましてご説明させていただきます。

井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例に基づき、使用願書を町長に提出し、使用权の許可を受けることとなっております。許可すべき墓地の位置は町長が指定いたします。墓地使用願書の提出できる人は、従来町有墓地の利用者でない者で、現に井手地区に在住する世帯主等であります。

使用权は相続人が承継するほか、これを他人に譲渡することはできません。墓地が不要になった世帯主は、埋葬物及び墓石などを撤去して、敷地内に何もない状態にして、速やかに町長に使用权の返還する旨を届けていただくことになっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 西島議員の1点目の、本町の体力・健康づくりについてお答えいたします。

まず、全国体力・運動能力調査についてであります。本調査は小学5年生と中学2年生を対象とするもので、握力、上体起こし、体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げの8種目で実施されております。

平成25年度の調査結果によりますと、本町の小学生男女共通して、持久力を測定するシャトルランや50メートル走、立ち幅跳びなどで全国を上回っているのに対し、柔軟性を測定する体前屈やボール投げなどではやや劣る

傾向にあります。

また、中学生で全国を上回っている種目は、男子が握力やシャトルラン、体前屈などで、女子はシャトルランや50メートル走、ボール投げなどがあります。一方、やや劣っている種目は、男子が50メートル走やボール投げなど、女子では筋持久力を測定する上体起こしや体前屈であります。

このように、本町では男女それぞれ20から30名程度と少ない対象人数であり、当日の欠席人数や体調により大きく変化しますので、傾向を一概に捉えにくい面も持っております。

また、スポーツに触れやすい環境の公園整備につきましては、地元の了解が得られるならば、整備に向け検討したいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） まず1点目の体力・運動能力調査についての再質問であります。私はいつも5月の体力テストの方にスポーツ推進委員として、一緒に子供たちと様子を伺いに行っていたんですけども、ことボール投げに関しては、男の子、下投げの子が結構高学年でも見受けられた。上からほってみると言うても、やっぱり全然下投げの方ができる子もいるんですね。ちょっとこれはやっぱり問題だと思いますので、これに関しまして、スポーツでできる環境づくりにぜひともご協力をいただきたいと思っております。

それと、2点目でありますけども、墓地等の経営は、永続的、継続性、公益性及び非営利性を確保する目的から、地方公共団体を原則として、やむを得ない事情があるときは宗教法人の経営を認めるといいと思っておりますけれども、私の周りで、ちょっとペットの方の、井手町でもたくさんの方がペットを飼われてると思うんですけども、ペットの共同墓地を私有地につくっていいのでしょうかという問い合わせがあったんですね。それについて、どのような井手町は規制になっているのかお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） ペットの墓地等についてのご質問でございます。私どもは、今現在ペットの霊園と申しますか、墓地の規制の条例法規等は持っておりません。しかしながら、今そういう動きがあるということをお聞きいた

しましたので、まず住民の声を聞くことが大事であろうというふうに考えておりますので、環境審議会等で委員の方々のご意見を賜りながら、すぐに対応してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩いたします。11時10分まで。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一。新人議員ですので、皆様のご指導をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、私から大きく二つの点についてご質問申し上げます。

まず1点目、玉水区川久保川の内水排除についてでございます。

昨年9月の台風18号による記録的な豪雨により、木津川の水位が川久保川の水位より高くなったことから、逆流防止のため、上ノ浜樋門が閉鎖されたと聞いております。

樋門の閉鎖についてはやむを得ない処置であったと考えておりますが、川久保川の水が木津川へ排水できなくなり、府道上粕城陽線や沿線の工場をはじめ、玉水区のマンションの地下駐車場の車が浸水し、一部の民家にも浸水するなどの被害が発生しました。川久保川には、地元玉水区はもちろん、上井手区、高月区、水無区、石垣区の一部の排水が合流しており、雨量が増せば水位が増すのも時間の問題です。

このような浸水を防ぐには、上ノ浜樋門を閉鎖しながら、内水を木津川に排出する方法が有効であるとは思いますが、堤防上の24号線に排水ホースを設置すれば通行できなくなることから、排水ホースの設置は大変難しいと思っております。しかし、私は、住民の安全・安心のために、排水ポンプの設置など、何らかの浸水対策を講じていただきたいと考えています。

汐見町長は、昨年9月の台風18号により浸水被害が発生した後、直ちに対策を国土交通省などに要望されたと聞き及んでいますが、今後具体的にどのような対策を講じていただけるのですか。また、対策をいただいた場合、完了

時期はいつごろになるのかをお伺いいたします。

二つ目に、福祉タクシー券の発行についてでございます。

本町では、障害者のために社協の福祉移動サービス、町独自の施策では自動車運転習得教習費及び自動車改造費の助成を実施していただいております、国においても障害者所有の自動車税や自動車取得税の減免処置をはじめ、障害者と生計を一にする者が運転する自動車においても減免処置が講じられていることなど、温かい理解と援助をいただいていることに感謝したいと思えます。

ところが、現在、町内の障害者の多くの方は、通院をはじめ公共機関への福祉事業への参加等において不便を余儀なくされています。

町といたしましては、福祉移動サービスの利用を考えておられると思いますが、当町の福祉移動サービスには事前登録制度があり、その登録にも数々の規定があり、多くの方が登録基準に満たないこと、また、仮に登録をできたとしても、1週間に1度限り、利用距離により実費負担など、数々の規定が設けられているのが現状であります。

全国の自治体や近隣市町では、府の補助金がなくなった後も市町独自で恒久的に福祉タクシー券の発行に取り組まれています。近隣市町では当町のみが発行されていないのが現状であります。いま一度、障害者の足となる福祉タクシー券の発行について、本町のお考えをお伺いします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の玉水区の内水排除の問題についてお答えをいたします。

谷田利一議員ご指摘のとおり、昨年9月の台風18号により、府道上狛城陽線沿線の工場、玉水区内のマンションの地下駐車場などが浸水し、被害が発生をしました。

堤防を国道として利用されていることから、排水ポンプの設置は大変難しいと聞いておりましたが、今後もこのような被害が生じないように、難しいことは承知の上で、被災後すぐに関係機関や関係者などに、内水による浸水対策を講じていただくよう要望を行ってまいりました。

今回の要望に対して、当初は設置することは難しいとの説明でありました

けれども、具体的かつ粘り強く働きかけてきた結果、昨年12月、国土交通省から移動式ポンプを使って対策を講じる旨の回答をいただきました。移動式ポンプが使用できるようになりますと、今回のような被害は生じないものと考えております。

なお、具体的な内容につきましては担当より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) それでは、内容につきまして、私の方からご説明させていただきます。

昨年12月の回答後、本年5月15日に国土交通省淀川河川事務所長が来庁されまして、緊急時には国土交通省からポンプ車が出動し内水を排除する旨の説明をいただき、具体的には本年度に国道24号を横断する直径20センチ、6本の排水管の設置と河川側の堤防のり面をコンクリートなどで補強するとのことでありました。なお、来年の出水期までに完了し、運用できるとのことであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 次に、2点目の福祉タクシー券の発行についてであります。本町では、今日まで町独自の施策として自動車運転免許取得教習費及び自動車改造費の助成を実施してきたところであり、京都府においても障害者所有の自動車税や自動車取得税の減免措置が講じられているところであります。

また、公共交通機関の利用が著しく困難な方々のために、町内の運転ボランティアの皆様方のご協力をいただきながら、井手町社会福祉協議会が福祉送迎サービスとして、通院をはじめ公共交通機関への諸手続きや福祉事業への参加等に送迎を実施していただいております。

なお、近隣自治体の状況は、京田辺市は福祉送迎サービスと福祉タクシー券を、城陽市は福祉タクシー券のみを、和束町は本町と同様に福祉送迎サービスを、また、木津川市及び宇治田原町は、福祉送迎サービスを利用している方には福祉タクシー券を発行されておられません。

また、一つの例として、京都山城総合医療センターへ一般のタクシーを利用された場合は、片道で約3,000円かかりますが、社会福祉協議会の福祉送迎サービスを利用いただければ、片道約1,000円と3分の1程度の負担でご利用いただけ、1回当たり4,000円程度の負担軽減になることから、週1度限りといえど、タクシーチケット以上の効果があると思われます。

しかし、高齢化の進展とともに障害者も増加傾向にあり、また、福祉送迎サービスにも限りがあることから、次年度の実施に向け準備を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前通告しております3点についてご質問させていただきます。

まず1点目に、安心・安全な駅の環境づくりについてということで、JR奈良線高速化・複線化第2期事業が進行し、住民の利便性や住環境の向上のほか、観光面など地域の活性化に期待が集まっているところであります。

一方、ことし2月にJR山城多賀駅で登校中の中学生がけがを負う傷害事件が発生するなど、駅利用者をはじめ地域住民に不安が広がったこともありました。

今後、山城多賀駅では、JRと町によりエレベーターの整備が計画されているなど、バリアフリー化で高齢者にとっても利用しやすい環境整備が進められますが、より地域住民が安心して利用でき、愛される玄関口としての活用が望まれるところであります。

そこで、駅が地域住民にとって常に集える場となるような活用を考えてみることも大切と考えます。例えば、住民、とりわけ地域の高齢者が駅に集うことで、駅施設の安心・安全な見守り役としての役割を果たすことも考えられます。

山城多賀駅に隣接し、現在、公園として活用している町有地の一角を活用し、高齢者が集い、互いに交流を図りながら健康づくりなどにも役立つ新し

いコミュニティ施設を設置することも考えられます。地域の20人ほどの高齢者有志の方からも、駅の見守りを兼ねたこうした活動に積極的な意見もあり、期待や関心が寄せられているところでもあります。

朝から夕方までの日中、常に人がいることで、中学生をはじめ駅利用者の安心にもつながり、犯罪の抑止にも一定の効果が期待できると考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

2点目に、防災、教育面から見た小・中学校トイレ整備についてであります。

昨年9月、台風18号の接近に伴い、運用後初の大雨特別警報が京都府に発令され、各地で大きな被害がありました。井手町においても、青谷川の護岸が一部破損し、87世帯に避難勧告が出され、要介護の住民を含む120人が近くの多賀小学校に避難されました。この中で、避難した住民、とりわけ高齢者は和式トイレの利用に苦勞したと伺っております。

多賀小学校の北校舎、グラウンドの西側に面しているトイレは和式ばかりであり、床の段差や施設の老朽化も目立ちます。また、井手小学校の南校舎、泉ヶ丘中学校の南校舎のトイレも洋式化が進んでいないとお聞きいたしております。

下水道整備が進み、水洗トイレ、とりわけ洋式トイレが多くのご家庭に普及している現在、生活の環境も変化しているのが現状であります。こうした中で、災害時に避難所として活用される学校施設や公共施設で使いやすいトイレを整備することは重要な問題であり、先の東日本大震災でも課題が浮き彫りとなったとお聞きします。

また、ライフスタイルの変化に伴い、子供たちが日ごろ安心して使える洋式トイレの整備は、教育や日常の健康管理といった配慮からも必要と考えます。洋式トイレに変えることで、水道使用量の大幅な削減も期待できると言われています。

こうした面から、学校や公共施設のトイレを計画的に洋式に変えていく整備が必要だと考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

3点目に、学校の大型モニター拡充と活用促進についてであります。

急速に進む情報通信の発展は、次世代を担う子供たちの教育環境にも大きな変化、進歩をもたらしております。町内の小学校では、パソコンと接続、連動することができる大型テレビモニターによる授業も行われ、児童の関心

や興味を高めることに役立っているとお聞きしております。

先日行われましたオープンスクールを拝見した際、大型モニターを活用した授業が行われておりました。黒板を使った授業とは一味違い、児童の関心を引きつけるばかりでなく、集中して話に耳を傾ける効果も高いと感じたところでもあります。また、若い教諭はこうした機器を使った授業が得意な世代でもあり、授業に積極的に取り入れることで、子供たちの教育環境の充実には大きな役割が期待できると思います。

一方で、現在、町内の小学校では、大型モニターが各フロア、各学年に1台のみの配置となっております。より充実した活用を促し、授業に生かすため、これらの機器を各クラス1台の配備としてはいかがでしょうか。教育委員会のお考えをお聞きいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 私の方からは、2点目、3点目のご質問についてお答えいたします。

まず、2点目の防災、教育面から見た小・中学校のトイレ整備についてありますが、本町では、これまで児童生徒が安心して学習や生活ができ、教育効果の上がる施設や備品の整備を目指して取り組みを進めてきたところですが、トイレの整備につきましては、平成22年度、平成24年度に各学校の意見を聞きながら、一部の和式便器を洋式便器に変えるなど、計画的に改修を行ってきたところでございます。

その結果、洋式トイレは、井手小学校が北校舎1階を中心に9カ所、多賀小学校が南校舎各階などに8カ所、泉ヶ丘中学校が本館、南校舎などの各階に16カ所となっております。

このたび、計画をさらに進めるために、井手小学校のトイレ改修費用を本定例会に提案しております補正予算に計上させていただいたところでございます。また、多賀小学校北校舎のトイレにつきましては、施設改修の必要性等も総合的に見きわめた上で、トイレの改修についても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の学校の大型モニター拡充と活用促進についてであります。

大型テレビモニターは、授業においてパソコンにつないで、教材などの画像提示や動画の再生をしたり、図形を立体的に表示するなど、児童生徒の理解を深めるための有効な機能を有しております。

本町におきましては、小・中学校とも各階に1台という考え方のもとに、大型テレビモニターや電子黒板を配置しておりますが、理科室や視聴覚室などの特別教室に常設しているものを合わせて、現在小学校で各5台、中学校で6台使用いたしております。

活用状況としましては、ICT機器の進歩に伴い、デジタル教科書などの学習用ソフトウェアを整備してきていることから、議員ご指摘のとおり、使用する授業場面もふえてまいりました。また、小学校五、六年生の外国語活動では、文部科学省から配布されておりますデジタル教材を活用して授業を進めており、必須の機器となっております。

こうした状況を踏まえまして、指導上のニーズや教員の活用状況をより詳細に把握するとともに、今後の大型テレビモニターの配置、拡充に向けまして、学校と教育委員会で検討委員会を立ち上げてまいりたいと、このように考えております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 1点目の、安心・安全な駅の環境づくりについてであります。ご存知のように、山城多賀駅については、これまでから駅周辺の防災対策として、自由通路などに防犯カメラを設置したり、警察にパトロールを要請するなどの取り組みを進めてまいりました。

また、現在、JR奈良線高速化・複線化第2期事業を進めており、本町では、その関連事業として玉水駅橋上化や自由通路の設置、駅前広場の整備をはじめ、山城多賀駅へのエレベーターの設置についても計画しておりますので、駅周辺の環境対策や安心・安全の取り組みはより重要になってくるものと考えております。

議員ご質問のように、地域の方々から駅周辺の見守りを兼ねた活動についてご意見もあるとのことですので、具体的に内容を聞かせていただきながら、十分検討してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田忠文議員。

6番(村田忠文) まず、1点目であります。安心・安全な駅の環境づくりということで、できれば高齢者等が集えるような形のものをつくっていただき、そこを拠点に多賀駅の周辺の安心・安全な環境づくりに寄与するよう、今後いろいろそういった地域の方々と話し合いをもつていただき、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、2点目の小・中学校のトイレの整備の件であります。井手小学校の方は、今回の補正でも予算化されて、本当にありがたい次第であります。そこで、またつけ加えさせていただければあれなんですけども、泉ヶ丘中学校南校舎はできているという形でお聞きしとるんですけども、今の数でいけば1対2で和式の方が多いと、今の時代に則すれば、やっぱり2対1で洋式便器を設置していただく方の数をふやしていただきたいなというふうに考えております。ましてや、冬の利用に際しましては、暖房便座も今の状態ではないと、寒い日、冷たいところにお尻を当てなければならぬということ、今後検討していただけるのであれば、暖房便座は必要かなと、また、災害時に高齢者の方が利用するに際しましても、冬場の災害時も考えられると思っております。そういった中でも、暖房便座の必要性をお願いしておきたいと思っております。

3点目の大型モニターの拡充については、やはりICTの発展が目まぐるしい状況でありますので、今後、現場との先生と色々な形で対応し、近隣との意見も伺いながら、教育には劣ることなく整備していただきたいと要望して終わっておきます。

議長(木村武壽) 次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田です。通告に基づいて、3点について質問いたします。

1点目は、人口減少対策についてです。

昨年3月に「人口減少を食い止めるための検討委員会」が提言を出されました。その中で具体化されたものは何でしょうか。検討委員会から具体的な取り組みを実行する実行委員会へ発展させるということも提言されていまし

たが、進捗状況はどうなっていますか。

本町の人口減少は2013年度1年間で83人となっており、歯どめがかかったとは言えません。この結果を町としてはどう分析されているのですか。

転出者へのアンケートは、18年前に実施した、それ以前5年間の転出者アンケートしかございません。最近の転出者の転出理由アンケートを行うべきではありませんか。

先月、日本創生会議が発表した少子化に関する提言が日本中に衝撃を与えています。それによると、人口移動がそのまま収束しない場合、本町では2040年に若年女性の推計人口が55.4%減少し、このような地域では、いくら出生率を引き上げても若年女性の流出によるマイナス効果がそれを上回るため人口減少がとまらない、こうした地域は最終的には消滅する可能性があるという指摘をされています。

こうなる前に手を打つ必要があります。人口減少対策・少子化対策は、まさに待ったなしであり、若い世代に魅力のある公営住宅の提供、また、定住のための家賃補助、出会いパーティーなどの企画など、すぐに取りかかるべきではないか伺います。

2点目に、面的な地域交通の整備についてです。

昨年12月に交通政策基本法が施行をされました。その中に、地方公共団体は基本理念にのっとり、交通に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると、地方公共団体の責務も明記をされています。

この基本法の具体化として、本年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律も改正をされました。改正のポイントは、市町村が地域公共交通網形成計画をつくり、1番として、地方公共団体が中心となり、2番、まちづくりと連携し、3番、面的な公共交通ネットワークを再構築することなどとなっています。

今年度の国の地域公共交通確保維持改善事業では、まちづくりと連携した計画策定を国が支援することや、地方公共団体がバスを購入し民間事業者に貸し付ける場合の国の補助制度なども創設されました。

これらは本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持向上のためには、国としても公共交通の問題を事業者任せにすることなく、都道府県や市町村、関係者、住民が連携して、協働で進めなければならないと考えてい

ることを示しています。

宇治市明星町では、コミュニティバスの運行を自治会が一部支える仕組みが生まれております。和束町では、住民も交えた交通問題を考える懇談会が継続的に開かれ、コミュニティバス導入も含めた意見をまとめたと聞いております。

本町でも、ようやくJR奈良線の複線化第2期工事や駅のバリアフリー化の具体像が見えてまいりましたが、JRによる南北の交通だけではなく、町内・周辺市町も含めた面的な交通網をどうするのか、国の支援なども得て、計画づくりを進めていかなければならないときではありませんか。せっかくの玉水駅の建てかえ・バリアフリー化や山城多賀駅のバリアフリー化を生かすためにも、コミュニティバスの導入や駅前へのタクシーの呼び込み、観光用交通としてのレンタサイクル、パーク・アンド・ライド用の駐車場整備など、さまざまな交通ネットワーク整備を検討する協議会を早急に設けてはいかがでしょうか。

三つ目に、不正投票問題についてであります。

4月6日に執行された井手町議会議員選挙・知事選挙で、本来公民権停止中で投票できない者に選挙管理委員会が誤って投票させてしまったということは、井手町有権者の選挙権・被選挙権の公正を侵害する重大な過失であり、看過できません。選挙管理委員会に対する信用だけではなく、民主主義の根幹たる選挙そのものへの住民の信頼を失わせることにつながり、きちんと検証し、再発を防止する必要があります。

4月30日の臨時議会で、町長からは住民や議員に対する謝罪の言葉があり、今後こういうことがないようにするとのことでありましたが、その後、どのような事件の検証、事務の見直しを行ったのでしょうか。

不正投票を許した原因は何だったのですか。誰に責任があるのですか。責任者にはどのように処分を行うのですか。大々的に報道された問題で、住民の関心も高いものです。議会での町長の謝罪だけでは、住民に十分趣旨が伝わりません。ホームページや広報での説明と謝罪を求めますが、いかがですか。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 私の方からは、3点目のご質問についてお答えをいたします。

本年4月30日に開会の臨時議会において、同様のご質問に対し、選挙無効の異議申し出が井手町選挙管理委員会に提出されており、審議が行われている事案であったことから、お答えを差し控えさせていただく旨答弁させていただきます。

なお、現在も京都府選挙管理委員会に対して選挙無効の審査申し立てが提出されており、審議が行われている事案であることから、前回と同様にお答えを差し控えさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 1点目の人口減少対策についてであります。 「人口減少を食い止めるための検討委員会」から出された提言を受けての具体的な取り組みにつきましては、先ほど岩田議員の答弁でお答えしたとおりであります。

次に、2点目の面的な地域交通の整備についてであります。コミュニティバスの考え方につきましては、以前にお答えしたとおりであります。なお、今回の法律改正に伴い、今後、国は具体的な内容を定めた上で自治体に通知をするとしておりますので、内容を見てみたいと思っております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 不正投票の問題ですけれども、町として、町の選管としては異議申し立てに対する結論を出されて、それについて、今、府の選管の方で、上級庁の方で審査をされているということですから、町としての意見はもうまとめておられるわけですね。

そんな結論が出るまで、ずっと待っているというわけにはいかない、いつどき、また選挙があるかわからない、選挙人名簿の整備等は、定時登録もありますし、順次やっていかなければいけないことで、その辺がやっぱり住民からの関心の高い問題であるのに、議会でもその中身を言わない、非常に不誠実だと思うんです。

町長謝罪の言葉、4月30日の議会の冒頭でおっしゃいましたけども、そ

の趣旨だけでも、やはり住民の皆さんには当然お伝えをするべきやろうし、皆、どうなってんのや、あれはと、あれ、どうなったんやということを私も再々住民の皆さんから質問されます。やはり町としての立場を表明されるのは当然じゃないんですか。それが別に府の選管が審査されている最中であっても、町の立場というのははっきりおっしゃるのは当たり前やし、日々こういうふうに改善に努めてるんですと、こういうことをやりましたということをおわかってもらうという、そういう姿勢が大事じゃないですか。

言える範囲にあるじゃないですか。別に府の審査の妨害になるようなことまで言えとは言いません。町の立場は既に棄却、審査請求に対しても弁明書も出されているということも府の選管からも通知もいただいていますし、そういう弁明もされているのであれば、当然、それを住民の皆様にも、町の立場としてお知らせすればいいんじゃないですか。

何につけても言わない、できるだけ情報は出さない、そういう姿勢がやっぱり不誠実やというふうに私は感じます。現在のところまでどういう見直しをしたのか、それは言うべきやと思います。私は新たに選挙人名簿の閲覧をさせていただきました。そしたら、民刑事項の表示について、悩みながらでしょうけれども、表示方法を検討されて、抄本は誰の目にも触れるものだから、それで個人情報を知れないような工夫もされて、表示方法、新たな表示方法なんだと思いますが、とっておられました。

そういうことをされてるんやったら、それを言えばいいじゃないですか。今までどおりやってはるんですかということで、住民の皆さんからは、やっぱり疑問があると思いますよ。今までのところでどういうことを検討して、どういうことをやったのか。もうやったことだからいいじゃないですか、何でも隠す必要ないじゃないですか。もうやったことは言えばいいじゃないですか。もう一度、これまでのところで、こういうことは改善しましたよということを答弁してください。

次に、人口減少問題ですけれども、さっきの質問の方に答えたとおっしゃいますが、答えられてないこともあるわけですね。もう非常にその辺も答弁不誠実で、答弁漏れがあると思いますから、議長の方からもきちっと質問されていることに答えてない部分については指摘をしていただきたいと思いますけれども。

転出者アンケートですね。転出者アンケートは、平成で言いまして8年2

月に公表されたものがあるわけですね。平成2年から平成7年までの5年間ということで、もう非常に古いものですね。そのときの転出理由というのは、新居のためというのが多い。その他というの内訳が、その他が一番多いわけですが、その他の内訳の中で多いものは結婚のためというのが多いわけですが、現状どうなのか。もう20年以上も前の転出の理由ですから、それをまず調査しないといけないんじゃないんですか。それはやらないのかと。

私、今質問の際に、転出理由だけ申しましたけども、ことし何人かの転入者の方とお話をする機会がありまして、なぜ井手町に転入してこられたんですかと、それもやっぱり調べなあかんと思うんですけど、聞きましたら、住宅が安いと、やっぱり自分たちの予算では買えるところというのを探して、井手町のこの土地であれば、分譲された住宅を購入できるということで大阪の方から変わってきたという方が何人かいらっしゃいました。やっぱりそういう理由もあると思うんです。

だから、住宅を求めて他の市町へ行かれる方もあるけれども、逆になかなか若い世代の方、高いところは手が出ないということで、井手町の方が少しでも安く住宅を提供できるというのであれば、来ていただけるという可能性もあるかなというふうに感じました。そういうことは、やはり調査をしないとつかめないと思うんです。少なくともこれは、何十年、20年以上前の理由を、今もこういう理由だったと示しているというのはもうおかしいと思いますので、転出者、転入者も含めて、アンケートをするべきではないか。その点について、まず第2質問としてお願いをしたいと思います。

地域交通の問題ですが、これもお答えいただいてないものがあります。コミュニティバスのことだけおっしゃいましたけども、コミュニティバスのことだけでなく、いろいろ提案をしております。やはり駅前におり立って、タクシーを利用しようと思っても、タクシーを呼ばないとないと。それをなかなか待っている時間もかなりかかるということで、例えば快速電車が到着する時間にあわせて、タクシーに何台か来てもらうというようなこともお願いをするというようなことであれば、利用していただける方もあるんじゃないかというふうに思います。観光をもう少し、観光で利用するという一方で、駅前でレンタサイクルなんかをやるということも有効なことではないかと思いますが、こういう検討はされてないのか、何の答弁もございませんので、

お願いしたいと思います。

それと、今一番住民の方から言われているのは、駅前に駐車場をつくってもらったら、そこへ車を置いて通勤に使えるというようなことも言われているわけです。民間の一時貸し出しのような駐車場もあるのかと思いますけれども、月決めなのか、一時貸し出しなのか、そういうこともわからない。そういうところをもし民間で経営していただけるなら、そういうところに援助をするというような方法もあると思います。

コミュニティバス、非常に望まれているけれども、それがまだ実現まで難しいというのであれば、その代替的な手段として、タクシーを利用しやすくするとか、そういうパーク・アンド・ライドの駐車場を整備するとか、いろいろ方法はあると思うんです。この点についてのご検討状況はいかがですか。お尋ねをいたします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず、3点目の件についてでございますが、棄却決定があった、また、弁明書を既に出されたはずやと言われておりますが、それはそれぞれ町選管で決定がされ、また、弁明書も出されております。

今お尋ねの町の事務改善につきましては、4月9日の全員協議会の場で、私の方から問題の謝罪とそれに対する対策という形でお答えを申し上げて、それを粛々と進めているところでございます。

次に、人口減少を食いとめるためのさまざまなご意見を今お聞きしているところでありますが、私どもの現在までの18年前の住民の声を聞いた転出者に対するアンケート、また、それから、それは過去5年間でした。それから、12月、1月等、窓口で直接アンケートもとっておりまして、それに基づくさまざまな施策を今まで取り組んできたところでございます。

先ほども答弁の中で担当課長が申し上げておりました、JR奈良線、利便性を高めるために、通勤通学の利便性の向上のためのJR奈良線の複線化、また、働く場の確保のための白坂開発、さらに、住宅地の適地拡大のための宇治木津線の道路建設、そこらが、そういう基盤整備を基本的に進めていくことが、人口減少を食いとめるための一番基盤となるものであると、アンケート調査からも、いざとなったときに住むところがない、通勤通学の利便性が悪い等々出ております。

その声を踏まえたそれぞれの施策を、町長が予算を計上されて、実現に向けて努力をしているところですが、谷田議員、残念ながら、J R 奈良線につきましても、J R が費用負担をすべきだということで、町なり、京都府の負担をしてでも利便性を向上させていくということには反対をされ、また、白坂開発についても、いろいろ理由を言われて反対をされという形で、人口減少を食いとめるためにやってくる件に関しての予算には反対され、それから、自分が考えられていることだけを、今、意見として述べられているというふうに私も認識しております。

次に、地域交通であります、これにつきましても、J R 奈良線の複線化を図るためには、以前から、第 1 期工事のときから申し上げてますように、利用者の乗降客の増がやはり望まれるということから、他市町へ向かう交通については、本町においては J R 奈良線をご利用いただきたいということと、町域が南北に長く、東西に短いことから、先ほどご答弁申し上げたことで、従来からお答えをしてきたところであります。

また、駅前における駐車場につきましても、以前から用地の確保の難しさや、民間において駐車場経営されておりますが、それについてもご利用がなかなか進んでおらないという状況も従前から申し上げてきたとおりでございます。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 谷田 操議員。

9 番 (谷田 操) 今、るる副町長の認識というのをおっしゃいましたけれども、あなたの認識が間違っています。私は、J R 奈良線の複線化に反対したことも一度もありませんし、白坂の開発そのものについても、反対としたことはありません。白坂の開発、賛成ですか、反対ですかなんていう採決を問うような場面もございません。私は、J R 奈良線については、事業者である J R も適正な負担をし、できるだけ地元自治体の負担は抑えるよう、一生懸命、町長、交渉してくださいよということはおかねがね言っております。けれども、J R 奈良線の複線化に反対をしたということは一度もございません。

白坂の問題につきましても、町内に製造業がふえることはいいことだと、かつて最初に町が企業誘致の補助金をつくったときにも、私、そういうことを言って、製造業、どんどん誘致してもらったらいいと、公害を生まない安

全な製造業の誘致を進めてほしいということは申し上げてきました。

ただし、白坂の位置については、やはり下流の河川のことを、雨対策が心配なので、特に乗越川について改修をする前に、どんどんと先に白坂の開発を進めるのはやめた方がいいと、やはり先に乗越川を中心とする下流の対策、例えば先ほど内水排除の問題で川久保川のことがありましたけれども、じゃあ乗越はどうするのやと、下ノ浜樋門、あれはあのままでいいのかと。

下ノ浜樋門も今回閉め切りましたね、門。そしたら、その後ずっと内水が全部上流の方へ浸水してきました。教習所も浸水しましたし、その近辺の田畑も浸水しました。ああいうところの対策もしないといけない。そういうことなしに、どんどんと上流を、山を削って、水が、雨が降ればすぐに川へ流れ込むようなそういう開発を先に進めることはいかかなものかということを常々申し上げております。

副町長も認識をぜひ深めていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) JR奈良線につきましては、谷田議員、そう言われますけれども、事業者の負担をということを言われると、事業者は町なり京都府の地元負担を求めなければ複線化はしないということでありますので、そちらを言われるということは複線化に反対やということで議論をしてきたわけです。

今回の当初予算につきましても、エレベーター設置、バリアフリーを今、町長、考えておられて、この機会を逃せば多賀駅のバリアフリーのエレベーター設置は無理だということで、設計費の予算を組んだら、それには反対をされています。予算には反対されています。ということは、反対と言わざるを得ないということであります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) そういうふうにおっしゃるなら、でも、それは議案の議決のイロハをご存知ないのかということと言わざるを得ませんね。私は、さまざまな一般会計の中の予算、さまざまございますね。それに対して総合的に予算の賛成するか、反対するか決めているのであって、1点1点、この事

業の賛成か反対か、例えば契約案件であれば、その都度手を挙げる場面がございますね。そういう場面で何も反対したことはありませんし、多賀駅のエレベーターについては、長年の住民の要望が実現するということで本当に喜んでおりますし、そういうことは常々いろんな場で発表しております。やはり副町長は色眼鏡で見てはるんじゃないか、もう少し真っすぐ物事を見ていただきたいなというふうに要望して、終わります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 予算というのは、ほかの議員の賛成で成立したわけです。谷田議員のようなお考えのような議員が皆であれば、エレベーターも否決されてるわけです。要望はされても、それには反対される。それが実現できるのは、ほかの議員が賛成いただいたから予算が通って設計できるわけです。だから、そういうことを申し上げているわけです。

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。1時から。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの谷田議員の一般質問でございますけど、時間が経過しておりますので、一応それで一般質問は打ち切らせていただきます。

これで一般質問は終わります。

次に、日程第5、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(報告第8号を朗読説明)

議長(木村武壽) 以上で、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第6、議案第27号、井手町監査委員選任につき同意を求める

件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第27号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明は終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第27号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第27号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

次に、日程第7、議案第28号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第28号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第28号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第28号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 8、議案第 29 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第 29 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑・討論を省略し、1 人ずつ採決を行います。

これより、議案第 29 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

松田 定氏を井手町教育委員選任に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よって、松田 定氏を井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましては、同意することに決定いたしました。

次に、古川幸子氏を井手町教育委員選任に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、古川幸子氏を井手町教育委員選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 20 号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也）

（議案第 20 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第21号、井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木村いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長（木村坂次）

（議案第21号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11、議案第25号、平成26年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

(議案第25号を朗読説明)

議長(木村武壽) 続きまして、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で6ページの小学校負担金と、8ページの通級指導教室の費用ですけれども、現在、これは新たに井手町でということだと思っておりますが、現在はどのような形で、どういう子供が対象で、何年生の子が何人、具体的にどこへ通級しているのか。そして、費用の関係ですが、子供や保護者の個人負担というのがあるのかないのか。通学方法、現在はどのような形で通学をしているのか。今後、井手町で通級指導教室を行うといった場合に、この指導内容が今までと変わるといような部分があるかどうか、どういう効果が得られるのか、お尋ねをいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えします。

現在通級している児童でありますけれども、現在はございません。今後の指導内容につきましては、個々の障害の程度に応じ、特別な指導を行うということでございます。個人の負担についてはございません。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 個人の障害の程度に応じてというだけではよくわかりません。例えば、その障害のある子供については、井手町のお住いの子供でも、町立の小学校に行かずに支援学校の方へ通っておられる子供もおられますし、

町立の学校におられても、特別に加配の先生がついて指導をされるということで十分だという子供もおられると思うんです。この通級学級というのは何を目的に、どういうことで指導をされるのか、その特別支援学校や普通学級での指導では至らない部分が、不十分な部分があるからされると思うんですけれども、どんなことを具体的にされるんですか。

負担金は、共同で事業をされる町があれば、そこからいただく負担金ではないかと思いますが、どのような、これだと全く半分ずつということですがけれども、子供さんが、現在対象の子が井手町におられないということですがけれども、それでもこの半分半分で負担をされるのか、どうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 通級指導教室とはというようなご質問かと思えます。

通級による指導といいますのは、小学校の通常の学級に在籍をしている軽度の障害等がある児童に対しまして、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童の障害等に応じた特別別途の指導が必要という児童に対して、特別の場、いわゆる通級指導教室で行う教育形態を指しております。特別の指導といいますのは、障害に基づく種々の困難の改善、克服を目的とする指導を行うことになっております。

通級指導教室の負担割合についてのご質問でございます。今回、予算計上させていただいております通級指導教室の費用でございますけれども、当初設置に係る備品等教室設営に係る経費については、井手町、宇治田原町、それぞれ2分の1ずつでございます。それと別に、教室運営に係る通常の経費については、双方協議のもと、年間26万円と定めておりまして、均等割額としてそれぞれ1万2,000円、残りを通級されます児童数割で案分するというので、現在人数が確定しておりませんので、双方半々の人数で予算を計上させていただいたということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松田教育長。

教育長(松田 定) 対象の児童につきまして、先ほど、現在いないという答弁をいたしました。これはこれまで通級指導教室が開設されてないときは、お隣の京田辺市に開設してあります教室に両町とも通っていたわけですが、その

子たちが本年度はいないというお答えであります。これまでに井手・多賀両小学校から、過去1名ずつ通級していたという実績はございます。

ただ、通級指導教室の対象児童の範囲が広がりましたので、これまで通常の学級で、それぞれ個別の指導を取り出したり、個別の対応をしていた子供たちも含めて、通級指導教室の趣旨なり、機能を保護者さんに説明しながら、同意を得ましたら、これから対象児童が広がってくると申しますか、通級児童がふえてくると、こういうことが推測されております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) その通級指導教室のことももう少し聞きたいんですけども、そのほかの質問もさせてもらいます。7ページの総務管理費、一般管理費の備品購入費、コミュニティ備品というのは何をどういうところに購入されるんでしょうか。

それと、同じく7ページの11-7号線の防護柵ですけれども、これはどのような形態の防護柵をされるのか。川があると思うんですけれども、今まで何もなかったのか。新たに設けられるとしたら、その川の親水性とか、そういうものもありますし、景観というものもありますから、どのような形態の防護柵をされるのか。レストランの前にされるのかと思いますので、景観の点でどういうふうにご考慮されるのか。

それと、通級指導教室の件ですけれども、地方紙の方に、今回のその予算発表の件で報道されていまして、その報道されていた内容が、答えが返ってくるのかと思ったら、それもなかなかおっしゃらないと。何で、どうなってるんやと、報道機関にはお知らせしていることを議会で聞いてもお答えにならないのかと非常に不思議に思ったんですけれども。

そこには言語障害のあるお子さんについての通級指導やと書いてあったけれども、それではなくて、それだけにとどまらず、今後もっと違う障害のお子さんについても、今までやったら田辺のまで行かんなんかったから、なかなか抽出していなかったけれども、町内の学校で、そういう抽出の通級をやるということになったので、そういう違う障害のお子さんについてもされるということなのか。

そうすると、指導者がいろんな種別の障害の子を通級指導するということ

になると、1人でいいのかということになってまいりますので、今現在で、やっぱり必要があると思われたので設置をすることにされたと思うので、今対象と考えるおられる指導の内容、障害の種別、指導員はお一人なのかどうか、その辺をもう一度お願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 私の方からは、コミュニティ備品の関係でご答弁させていただきます。

コミュニティ備品の関係であります。今回のコミュニティ備品につきましては、町内のスポーツ振興を図るための各種イベント等で利用していただくための備品を申請しておりましたところ、交付決定がありましたので、今回の補正予算に所要額を計上したものでありまして、具体的には屋外放送備品、アンプ、スピーカーなど一式とテント、また、カラーリングなどのニュースポーツに係る備品の購入予定でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの谷田議員の町道11-7号線防護柵設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、本防護柵につきましては、バリアフリー検討委員会等から、河川への転落防止のために今ご要望いただいております。今回、河川の占用協議も整いまして、設置するというにすることによりまして、転落防止のためのガードレールを想定しております。なお、景観につきましては、現在一部施工しております景観色、クリーム色に近いガードレールという形になります。それに景観に配慮した構造等を考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田議員の通教指導教室のご質問にお答えいたします。

障害の種類に関係がありますが、言語障害のほかに自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、いわゆるLDです。注意欠陥多動性障害、ADHD等

の障害のある児童が対象となります。

指導者につきましては、1教室1名となっております。

対象の児童でありますけども、最終的には保護者のご理解を得て、通級するかどうかということが決まっておりますので、人数としては、今、正確に申し上げられないということです。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第25号、平成26年度井手町一般会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第26号、平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第26号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第26号、平成26年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は6月27日午前10時から会議を開きます。

ご苦労さんでございました。

散会 午後 1時43分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 古 川 昭 義